

令和元年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 元 年 12 月 4 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第72号 字の区域及び名称の変更について
- 第6 議案第73号 四万十町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例について
- 第7 議案第74号 四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第75号 四万十町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第76号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第77号 四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第78号 四万十町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第79号 四万十町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第80号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第81号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第82号 四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第83号 四万十町給水条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第84号 四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について

- 第18 議案第85号 四万十町簡易水道事業等設置条例を廃止する条例について
- 第19 議案第86号 四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定について
- 第20 議案第87号 令和元年度四万十町一般会計補正予算（第4号）
- 第21 議案第88号 令和元年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第89号 令和元年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第90号 令和元年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第91号 令和元年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第92号 令和元年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第26 議案第93号 令和元年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第94号 令和元年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第28 議案第95号 令和元年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第29 請願第1－2号 請願書の取り下げについて
- 第30 請願・陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（16名）

1番	酒井祥成君	2番	楨野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	6番	武田秀義君
7番	吉村アツ子君	8番	味元和義君
9番	水間淳一君	10番	中屋康君
11番	岩井優之介君	12番	田邊哲夫君
13番	堀本伸一君	14番	村井眞菜君
15番	橋本章央君	16番	下元昇君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員（0名）

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

|                |           |                  |           |
|----------------|-----------|------------------|-----------|
| 町 長            | 中 尾 博 憲 君 | 副 町 長            | 森 武 士 君   |
| 政 策 監          | 山 脇 光 章 君 | 政 策 監            | 浜 田 章 克 君 |
| 会 計 管 理 者      | 樋 口 寛 君   | 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 清 藤 泰 彦 君 |
| 危機管理課長         | 川 上 武 史 君 | 企 画 課 長          | 山 本 康 雄 君 |
| 農林水産課長         | 池 上 康 一 君 | にぎわい創出課長         | 植 村 有 三 君 |
| 税 務 課 長        | 松 田 好 文 君 | 町 民 課 長          | 本 山 桂 三 君 |
| 建 設 課 長        | 吉 岡 範 満 君 | 健康福祉課長           | 野 村 和 弘 君 |
| 環境水道課長         | 宮 本 彰 一 君 | 教 育 長            | 川 上 哲 男 君 |
| 教 育 次 長        | 熊 谷 敏 郎 君 | 生涯学習課長           | 林 瑞 穂 君   |
| 学校教育課長         | 西 谷 典 生 君 | 農業委員会事務局長        | 西 田 尚 子 君 |
| 農業委員会会長        | 林 幸 一 君   | 代表監査委員           | 田 邊 幹 男 君 |
| 総務課財政班長        | 津 野 博 君   | 大正・十和診療所事務長      | 川 村 裕 之 君 |
| <u>大正地域振興局</u> |           |                  |           |
| 局長兼地域振興課長      | 山 本 安 弘 君 | 町民生活課長           | 佐々木 優 子 君 |
| <u>十和地域振興局</u> |           |                  |           |
| 局長兼地域振興課長      | 富 田 努 君   | 町民生活課長           | 細 川 理 香 君 |

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	長谷部 卓 也 君	次 長	三 宮 佳 子 君
書 記	友 永 龍 二 君		

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（下元昇君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより令和元年第 4 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2 番槇野章君及び11番岩井優之介君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の12月 2 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

1 番議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） おはようございます。議会運営委員会より、会期日程について協議の結果を報告したいと思います。

第 4 回四万十町定例会会期は、本日12月 4 日から12月13日までの10日間としたいと思います。

なお、一般質問につきましては、8 日目、12月11日に 4 名、そして12日に 4 名の計 8 名となっております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（下元昇君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の12月 4 日から12月13日までの10日間であります。

お諮りします。

令和元年第 4 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、令和元年第 4 回定例会の会期は本日から12月13日までの10日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第３、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第４項並びに同法同条第２項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の２第３項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣について、その結果を報告します。

９月27日、芸西村議会の行政視察を受け入れました。議長、緒方副議長、酒井議会運営委員長、堀本議員が出席し、議会運営等について情報交換を行いました。

10月６日、梶原町で開催されました第33回土佐牛まるかじり大会に町長と共に、議長と緒方副議長が参加しました。

10月11日、高知市で開催されました高知県町村議会議長会創立70周年記念式典及び講演会に議員15名が出席しました。

10月16日、徳島市で開催されました第60回四国地区町村議会議長会研修会に議員15名が参加しました。

10月20日、第25回四万十川ウルトラマラソン大会開会式に酒井議会運営委員長が出席しました。

10月23日から25日、総務常任委員会が先進地視察研修として、広島県安芸太田町、島根県益田市、邑南町、岡山県美作市を訪問し、公共交通や移住定住の取組等について研修を行いました。

10月25日、高知市で開催されましたトップセミナーに酒井議会運営委員長。

暫時休憩します。

午前９時35分 休憩

午前９時35分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10月25日、高知市で開催されましたトップセミナーに酒井議会運営委員長、中屋教育民生常任委員長、槇野産業建設常任委員長、岩井広報広聴常任委員長が参加しました。

10月28日、総務常任委員会が宇和島市を訪問し、風力発電施設について視察研修を行いました。

11月５日から７日、教育民生常任委員会が先進地視察研修として、島根県飯南町、鳥取県智頭町、岡山県奈義町、瀬戸内市を訪問し、中高一貫教育の取組や図書館など文化的施

設について研修を行いました。

11月20日、総務常任委員会が梶原町を訪問し、風力発電施設について視察研修を行いました。

11月21日、農業委員会との意見交換会が開催され、産業建設常任委員4名が出席いたしました。

11月22日、四万十町戦没者追悼式に議員13名が出席しました。

11月23日から24日、熊本県山鹿市で開催されました令和元年度石のかざぐるま友好都市交流事業に緒方副議長、林議員、味元議員が参加しました。

11月25日、四万十市で開催されました土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会臨時総会に古谷総務常任委員長が出席しました。

11月26日、産業建設常任委員会が徳島県那賀町役場を訪問し、ドローンの様々な活用方法について視察研修を行いました。

11月29日、高知市で開催されました広報研修会に広報広聴常任委員7名が参加しました。

このほか、11月22日に、全議員が興津地区を訪問し、地域聞き取り調査を実施しました。  
※P9訂正あり

議長が出席しました議長会等の件につきましても、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めまして、おはようございます。

行政報告を申し上げたいと思います。

本日、議員の皆様のご出席いただき、令和元年12月町議会定例会が開催されますことを厚く御礼を申し上げます。開会に当たりまして、先の9月町議会定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、ご報告を申し上げます。

まず、機構改革の実施及びグループ制から係制への移行についてでございます。

機構改革につきましては、行政が民主的で能率的なものとなっていなければならないと

いう原則のもと、住民の利益を最優先して行うべきものであり、国民主権、基本的人権の保障、平和主義及び地方自治の尊重を意識し、日々取り組まなければならないと考えております。

来年度に予定しております機構改革につきましては、現在の健康福祉課を分割し、高齢者福祉・介護保険事業部門を高齢者支援課として、西庁舎1階の町民課横に配置するものでございまして、線路上の自由通路を利用されている高齢者等に配慮したものであります。

現在まで健康福祉課が担ってきた業務につきましては、高齢化が進む中、特に力を入れてきた部門でありまして、今後においても重要な業務であることに変わりはありませんが、現在の事務スペースは他の部署に比べ極めて狭く、職場環境、職員数の適正化も含めて検討した結果、実施時期を来年度としたところでございます。

次に、事務事業執行体制の変更についてご報告をいたします。

本町における事務事業の執行体制につきましては、発足当時から一部の部署を除いてグループ制を導入しております。

このグループ制については、事務事業をグループ内で柔軟に行うことができるというメリットがあり導入したものでございますが、その反面、責任の所在・担当者が明確でないため、職員の成長につながらない、町民の皆様からの問い合わせ先が分かりづらい、職員からの説明不足等、行政としての対応が十分でない事例も見られましたことから、係制への移行を機構改革に合わせて実施することといたしました。

係制の実施に当たりましては、係の業務・担当を明確にすると共に、各係の責任者として係長を配置することとしております。

担当の明確化につきましては、職員個人の意識の高揚にもつながるものであり、また、責任者となる係長については、指導力・管理能力の向上につながり、行政としてより適切な対応ができるようになるものと考えております。

機構改革の実施と事務事業執行体制のグループ制から係制への移行とも、本町の将来を見据えたものであり、効率的な行政運営・住民サービスの向上を目的として実施するものでございますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

なお、庁舎内の配置の変更等につきましては、広報、ケーブルテレビ等により事前にお知らせいたします。

続きまして、本庁舎における免震用オイルダンパーについてご報告をいたします。

本庁舎に使用しておりますカヤバシステムマシナリー社製免震用オイルダンパーにつきましては、不適合品とされた東庁舎の2基、及び係数書き換え、原点調整などの不正により適合不明とされた西庁舎の4基の合計6基について、当面の安全性確認と速やかな交換工事を要請してきたところでございます。

本年4月には、一般財団法人日本建築センターによる安全性の検証の結果、震度6以上の地震発生時においても倒壊・崩壊しないことが確認された旨の報告を受けております。

また、8月には、交換工事の作業手順などの現場確認を、KYB株式会社と西庁舎・東庁舎の各施工業者との合同で行っており、交換用のダンパーは来年1月にかけて生産される見通しで、性能検査後に順次交換する予定でございますが、2月以降の詳細につきましては今後協議を重ね、早期の完了を要請いたします。

交換工事の実施に当たりましては、施工時にダンパーを取り外した際の安全性も確認されておりますが、工事期間中には駐車場の一部利用制限など、来庁者の皆様にはご不便をおかけすることとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、台風19号による興津浦分漁港の被害状況と復旧計画についてご報告をいたします。

10月12日に接近した台風19号による高波は、興津浦分漁港の沖防波堤に敷設された16tもの消波ブロックを散乱させるほど強いものでありました。

この高波による浦分漁港の被害は、沖防波堤35m、海に向かって左側配置の1号内防波堤上部6.9m、右側配置の3号内防波堤上部8mがそれぞれ欠損、第5管区海上保安部が管理する浦分港防波堤灯台（赤灯台）1基が損失となっており、これら防波堤の欠損部と倒壊した灯台が航路を狭めている状況にありますが、現在は、暫定的な仮標識灯を航路支障部等に設置して対応しております。

浦分漁港は高知県の管理漁港であり災害復旧工事は県が実施するため、復旧計画を確認いたしましたところ、応急工事は既に発注済みであり、灯台の陸揚げ、1号内防波堤の撤去、3号内防波堤の撤去到順次着手する予定とのことでございます。

また、12月18日には水産庁の災害査定が予定されており、その後は地元関係者への報告も行いながら早期の復旧に取り組み、灯台につきましても、基礎部分を原形復帰した後、海上保安部が灯台を復旧する予定となっております。

続きまして、東京オリンピック聖火リレーについてご報告をいたします。

来年開催される東京オリンピックの聖火リレーが、3月26日に福島県を出発し、47都道

府県をめぐるります。

高知県の聖火リレーは、4月20日に高知市桂浜の坂本龍馬像の前から出発して県西部に進み、宿毛市で1日目の祝賀式典が行われ、2日目の21日には、南国市を出発して県東部をめぐるった後、高知市でも祝賀式典が行われます。

本町におきましては、4月20日の昼頃、役場西庁舎を出発して東庁舎までの約2kmを、本町にゆかりのある方など10名のランナーでリレーする予定となっております、日程や内容の詳細が決まり次第お知らせいたしますので、皆様におかれましても聖火リレーの盛り上げにご協力を賜りたいと思います。

以上、行政報告といたします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（下元昇君） これで町長の行政報告を終わります。

先ほどの諸般の報告の中で、興津地区の聞き取り調査を11月22日に実施したと申し上げましたが、11月19日ですので、訂正をいたします。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、議案第72号を上程説明、審議、採決後、日程第6、議案第73号から日程第28、議案第95号までの23議案につきましては提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。また、日程第29、請願第1－2号請願書の取り下げについての採決を予定しております。最後に、日程第30、請願・陳情を所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第5、議案第72号字の区域及び名称の変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第72号字の区域及び名称の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、国土調査法に基づく地籍調査を実施したことにより、大字寺野地区の字の区域及び名称を変更する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、これに係る変更調書を添付しておりますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） おはようございます。字の変更については、たびたび議会でも上程され、ほとんどが質疑のないまま可決となって変更になるわけですが、私、ある歴史の研究者から、なぜそう再々、字が変更されるのかという疑問もあるということの話も聞きましたので、今回あえて質問してみたいと思います。今回の変更については、窪川の寺野地区にあります字が現在32の字があるわけですが、今回変更しようとするのが34の字、2つの字名が増えるわけですが、そこで、変更しなきゃならん理由が生じたということですが、人の名前もそうでしょうが、それぞれ大字にしる字にしる、それぞれ先人たちが何らかの理由があって大字、字というのは決めてきたと思うわけです。国土調査をしたがために変えなければならんという理由ですが、それぞれ同じような変更の地名もあるわけですが、字名に「山」が付いたり、「続」が付いたり、この字の名称はどういう形で決めていくのかということです。

それぞれ地区の人にとってみれば字名が変わるわけですので、その理由が何なのか、私も知りたいし、地区の方々もなぜながやという疑問を持たれてるやもしれませんので、こういう字名に変更した、しなきゃならん理由というのはそれぞれあるかと思いますが、名前の変更、全然変わった名前もあるわけですが、変える必要がどこに生じてくるのか、分かりませんので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） お答えさせていただきます。

この国土調査につきましては、法務局に備えております公図をもって進めていくものでありまして、この公図につきましては、明治初期の地租改正のときに作成されたものであります。そのため、現地に行きますと、公図と食い違いが生じた場合があります。例を申し上げますと、山間に田や畑の表示があり、調査に行きますと、実質はもう既に山林になっているという場合がございます。土地の所有者の希望によりまして、合筆し山として一括管理できますよう処理を行うためには、平地地番の字から山地番の字への変更ということで、今回の変更の中でもそういうものがありましたので、出させていただきました。

また、字界にあります山の合筆を希望される例もありますので、そのため字の変更ということを処理させていただきました。

今後の土地管理を円滑にするという目的で、今回の国土調査を機に整理させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 担当課長から答弁いただきました。

例えば、私どもは説明資料をいただいています。ちょっと見てほしいのが、今の答弁を聞いて、変更前の下のほうに、ヤハギ谷山というのがありますね。その下に、ヤハギ谷、右に行くと、今度は、変更後は逆になっていたり、その下、越戸ノウ子というのがあります。それが、トドロガ谷とかいう形で、字の名前が変わるわけですね。全然違った名前になるわけですが、こういうのはどういう決め方をされて変更するのかがちょっと分かりませんので、もう聞きませんが、そういった理由を聞きたいと思います。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） お答えさせていただきます。

ヤハギ谷、この関係につきましては、ここの字の関係する所有者の方が合筆等を希望されて、そこの境のところに筆でありましたので、一つはヤハギ谷のほうに、一つはヤハギ谷山のほうにということで整理をさせていただいたものでございます。

越戸ノウ子につきましては、字界にあります山の所有者の希望によりまして、それを合筆して1筆にするために、トドロガ谷ということになりまして、多くの理由としましては合筆により字界のほうが変更になってくるということが大きな理由となっております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第72号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号字の区域及び名称の変更についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第72号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第6、議案第73号四万十町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第73号四万十町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例につきましては、令和2年4月1日より、本町が運営いたします特別養護老人ホーム窪川荘と特別養護老人ホーム四万十荘の設置及び管理について定める条例を四万十町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例として制定するものでございます。

内容につきましては、特別養護老人ホームの目的及び設置、名称、位置及び入所定員、施設サービスの利用料、利用料の減額、又は免除、規則への委任について、それぞれ規定することとしております。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第73号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第7、議案第74号四万十町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第74号四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例につきましては、令和2年4月に実施を予定しております行政機構改革のため、関係する規定を整備するものでございます。

地方自治法第158条第1項におきまして、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとしてされており、同条第2項では、内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないとされております。

行政機構は、その仕組みや構造が民主的かつ能率的なものとなるよう、行政活動の質的・量的な変化に応じて、不断に再編を行っていく必要があります。本町におきましても、四万十町まちづくり基本条例に定める住民福祉の向上はもとより、現下の社会情勢や行政課題、住民ニーズなどに的確に対応できる組織体制と、執務環境への見直しが求められております。

このため、本庁東庁舎1階に配置しております健康福祉課を分割し、高齢者福祉・介護保険事業部門を、高齢者支援を目的とした高齢者支援課として、西庁舎1階の町民課横に新設いたします。

これにより、現在、西庁舎の町民課で対応しております後期高齢者医療制度等に加えまして、介護保険事業などの高齢者に関する窓口を西庁舎1階に集約することで、庁舎間の移動等に伴う来庁者の皆様の負担軽減を図り、併せて年々複雑化する制度やこれに伴う職員数の増加等にも対応することで、住民サービスのさらなる向上と行政運営の効率化を図ってまいりたいと考えております。

改正内容といたしましては、町長の権限に属する事務を分掌させるため、町長の直近下位の内部組織として設置された10課のうち、健康福祉課を健康福祉課と高齢者支援課の2課に分割して11課に再編し、それぞれの分掌事務を整理するものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第74号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第8、議案第75号四万十町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第75号四万十町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例につきましては、平成31年4月17日に公布されました住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令によりまして、氏に変更があった者の請求により住民票に旧氏の記載をすることができることとされたこと。

また、令和元年6月14日に公布されました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等を設けている制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定へと措置の適正化が講じられたことに伴いまして、関係する規定を整備するものでございます。

改正内容につきましては、住民票に旧氏の記載がされている場合は、印鑑登録の登録事項に旧氏及び旧氏の印影を登録できるものとし、その印鑑登録証明書にも旧氏を記載するものいたします。

また、印鑑登録資格の欠格事項につきまして、成年被後見人を、意思能力を有しない者に改めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第75号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第75号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第9、議案第76号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第76号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例につきましては、令和元年8月7日付の人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告の趣旨に沿う、一般職の職員の給料、勤勉手当及び住居手当の額及び率等の改定と、令和2年4月1日に予定しております事務事業執行体制のグループ制から係制への移行に伴う職務の名称の変更及び時期を同じくして直営となる特別養護老人ホーム窪川荘及び特別養護老人ホーム四万十荘に勤務する職員の職務の名称の追加等を行うものでございます。

改正の内容でございますが、本年4月1日から適用するものとしまして、給料表と勤勉手当の支給率の改定となっておりまして、勤勉手当につきましては、本年12月の支給率を100分の92.5から100分の97.5に引上げることとしております。

来年度から施行するものとしましては、勤勉手当の支給率、住居手当の支給対象額及び支給額並びに行政職給料表級別職務分類表の改定となっておりまして、勤勉手当につきましては支給率を6月、100分の92.5、12月、100分の97.5から、6月、12月とも100分の95に改定し、住居手当につきましては、対象となる家賃等の下限を4,000円引き上げ、1万6,000円にすると共に、支給額の上限を1,000円引き上げ、2万8,000円とするものでございます。

行政職給料表級別職務分類表につきましては、係制への移行に伴う職務の名称の変更及び特別養護老人ホームに勤務する職員の職務の名称の追加等を行うこととしております。

この改正による本年度の影響額でございますが、給料額で101万円程度、諸手当で479万円程度の増額を見込んでおります。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第76号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第10、議案第77号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第77号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例につきましては、令和2年4月1日より、本町が運営いたします特別養護老人ホーム窪川荘と特別養護老人ホーム四万十荘に勤務する職員が午後10時から翌午前5時までの深夜帯に看護業務又は介護業務に従事する際、勤務内容の特殊性を考慮し、特殊勤務手当として夜間看護業務手当又は夜間介護業務手当を支給できる規定を整備するものでございます。

内容につきましては、特殊勤務手当の種類として新たに夜間介護業務手当を加えることとしております。

また、既に規定がございます夜間看護業務手当の支給対象職員に窪川荘と四万十荘に勤務する職員を加え、新たに夜間介護業務手当につきましても支給対象職員を窪川荘と四万十荘に勤務する職員とすると共に、その支給額を夜間看護業務手当と同額の4,500円とするものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第77号について、質疑・討論・採決は議案の精査・

研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第77号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第11、議案第78号四万十町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第78号四万十町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令が改正されたことに伴いまして、所要の規定の整備を行うものでございます。

内容といたしましては、災害援護資金に係る償還金の支払猶予及び償還免除並びにこれらを判断するための貸付者等への収入等の報告を求めることができる規定の法整備が行われたため、関係する規定を改めるものでございます。

また、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給要件を満たしているか否かの判定が困難な場合におけるその支給の可否について審査を行う合議制の機関として、四万十町災害弔慰金等支給審査委員会の設置規定を整備いたします。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第78号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第12、議案第79号四万十町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第79号四万十町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例につきましては、本町の高齢者福祉施策の1つとして在宅福祉の推進のために実施しております、在宅介護手当の支給について、所要の改定を行うものでございます。

近年の急速な高齢社会の進展に伴いまして、本町においても認知症高齢者は増加傾向にあります。この認知症高齢者に係る要介護認定につきましては、身体機能が低下していない場合は、在宅介護手当の支給条件である要介護3と認定されることは、ごく僅かとなっております。

しかし、このような場合においても、介護者にとっては要介護者の行動から目が離せないなど負担が大きいことが課題となっているため、令和2年4月1日から在宅介護手当の支給対象となる要介護状態区分を要介護3から要介護2に改めまして、より一層の在宅福祉の推進を図るものでございます。

また、これと併せまして、重度の要介護者が長期入院した場合などの在宅介護手当については、これまで最低3か月間の受給資格の喪失期間が生ずることとなっておりましたが、新たに医療機関、福祉施設等への要介護者の一時的な入院または入所の場合は、受給資格は喪失しないものとする規定を整備し、要介護者が在宅に戻った際には速やかに支給を再開できるよう改めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第79号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第13、議案第80号四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第81号四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上、議案第80号及び議案第81号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第80号四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、並びに議案第81号四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの条例につきましては、令和元年10月より始まりました幼児教育・保育の無償化に伴う保育料及び副食費の徴収に関する規定の整備並びに地域型保育事業における連携施設の確保義務が緩和及び免除され、さらに経過措置の延長がなされたことに伴う関係規定の整備を行うものでございます。

まず、議案第80号四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法の改正により、小学校就学前の3年間の幼児教育・保育が無償化されたため、保育料の支払を0歳から2歳児に限定するものでございます。

また、実費徴収をすることとされた無償化対象者の副食費について、本町においては徴収しないこととし、3歳から5歳児の食事の提供に要する費用の受領については、主食の提供に係る費用に限るとするものでございます。

特に、特定地域型保育事業における連携施設の確保義務についてでございますが、特定地域型保育事業者には特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う施設の適切な確保が義務付けられており、この確保義務には経過措置が設けられております。

しかしながら、平成30年4月1日時点において、地域型保育事業者の半数近くが連携施設を確保できていないという全国的な状況等を踏まえ、連携施設の確保義務のさらなる要件緩和、免除及び経過措置の延長がなされましたので、本町においても国の基準に合わせて連携施設の確保義務の要件緩和、免除及び経過措置の延長を行うものでございます。

また、議案第81号四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましても、地域型保育事業の一つとして位置付けられる家庭的保育事業において、先ほどご説明申し上げました内容と同じ趣旨での改正を行うものでございます。

以上2議案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第80号及び議案第81号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第80号及び議案第81号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第15、議案第82号四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第83号四万十町給水条例の一部を改正する条例について、日程第17、議案第84号四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について、日程第18、議案第85号四万十町簡易水道事業等設置条例を廃止する条例について、以上、議案第82号から議案第85号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第82号四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第83号四万十町給水条例の一部を改正する条例について、議案第84号四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について、並びに議案第85号四万十町簡易水道事業等設置条例を廃止する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の水道事業につきましては、上水道事業と簡易水道事業それぞれ別会計で経営をしておりますが、町村合併以降実施しております簡易水道事業の補助事業については、令和2年3月31日までに上水道事業に経営統合することを条件として採択されたものでござい

ます。

上水道事業につきましては、公営企業法の適用を受けることにより経理が複式簿記となるため、統合後の経営状況を試算した結果、施設の更新や耐震化等の資本整備に投資する資金が確保できていない状況にあることが判明しております。

また、上水道事業は施設の更新等に要する補助事業の採択要件が厳しいことから、今後における事業運営の資金を確保し、安定した給水を行うためには、経営統合に合わせて水道料金を改定することが必要となっております。

このため、平成30年度には、有識者、水道事業者、公募による委員で構成いたします、四万十町水道料金適正化検討委員会を設置し、これまで3回の委員会を開催して料金の適正化についてご協議いただき、本年7月に13%の値上げが妥当であるとの回答をいただいております。

その後、水道料金改正案を作成して9月に意見公募手続を行った結果、提出意見等はありませんでしたので、改正案のとおり改定するものでございます。

議案第82号から議案第85号までの4議案につきましては、上水道事業と簡易水道事業との経営統合、水道料金の改定に必要な関係条例を改廃するものでございます。

まず、議案第82号四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、給水区域、給水人口、1日最大量について簡易水道事業分を追加するものでございます。

次に、議案第83号四万十町給水条例の一部を改正する条例につきましては、水道料金の基本料金と超過料金をそれぞれ13%値上げすると共に、志和簡易水道、浦分簡易水道、小室簡易水道についても料金を統一し、水道の用途別区分を見直しいたします。

併せて、水道法の改正に伴い、給水装置工事事業者指定手数料に更新手数料を追加するものでございます。

次に、議案第84号四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましては、窪川、大正、十和地域の負担金の額を統一するものでございます。

次に、議案第85号四万十町簡易水道事業等設置条例を廃止する条例につきましては、簡易水道事業を水道事業に統合することにより条例を廃止するものでございます。

以上4議案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第82号から議案第85号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号から議案第85号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第19、議案第86号四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第86号四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」は、農林業の振興、都市住民との交流及び情報発信等の地域活性化を図ることを目的に設置したものでございます。

本施設は、平成29年4月1日から高知県農業協同組合が指定管理者として指定管理業務を行ってまいりましたが、令和2年3月31日をもって指定期間が満了いたします。

このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、今回、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募いたしましたところ、1者からの応募がありましたので、同条例第4条の規定に基づき、四万十町指定管理者選定委員会において審査を実施いたしました。

その結果、候補者として地域住民で組織する団体、であいの里を選定いたしましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第86号について、質疑・討論・採決は議案の精査・

研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第86号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

ただいまより暫時休憩します。40分まで、10分間休憩をいたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第20、議案第87号令和元年度四万十町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第87号令和元年度四万十町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、本年度に発生した台風などの豪雨災害による災害復旧費の追加計上や、いわゆるふるさと納税につきまして寄附額の増収見込みや、それに伴う関連経費の見直しなどを始め、10月の補正予算の専決処分後に生じました重要かつ緊急性の高い事業や施設の維持修繕、事業費の精査等に伴う予算措置となっております。

それでは、歳出予算の主な内容につきまして、予算科目順に説明を申し上げます。

まず、2款総務費でございますが、財産管理費では、令和2年度に予定しております機構改革等に伴い、庁舎等施設整備工事費244万2,000円を計上しております。また、ふるさと支援寄附金の増収見込みに伴いまして、基金への積立金1億円を追加計上したほか、企画費でも返礼品等にふるさと支援推進事業費として4,400万円の追加計上をするなど、総務費全体で1億6,858万5,000円の追加計上となっております。

続きまして、3款民生費でございますが、老人福祉費で後期高齢者医療広域連合医療費負担金156万6,000円を追加計上したほか、児童措置費で私立保育所運営費委託料388万9,000円を追加計上する一方、介護保険事業費で介護保険特別会計繰出金1,028万2,000円を減額したほか、社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金361万円を減額するな

ど、民生費全体で670万2,000円の減額補正となっております。

続きまして、4款衛生費でございますが、診療所費では、十和診療所特別会計繰出金787万7,000円を減額する一方、大正診療所特別会計繰出金1,050万円を追加計上したほか、保健衛生総務費では、夜間等における災害発生時の照明機器等の購入費として災害医療救護所用備品購入費300万円を計上し、簡易水道費では、簡易水道事業特別会計繰出金560万円を追加計上するなど、衛生費全体で1,355万9,000円の追加計上となっております。

続きまして、6款農林水産業費でございますが、農業振興費では、各種補助金について本年度の実績見込みに合わせまして所要の見直しを行ったほか、農地費では、地元が管理するため池の改修補助金として429万7,000円を追加計上する一方、林業振興費では、森林経営管理事業として今年度は大道地区を対象に事業を進めておりましたが、調査の結果、天然林が多数を占め、事業を断念せざるを得ず、嘱託員報酬と経営管理委託料を合わせて1,520万9,000円を減額補正しております。また、今後は、他地区での調査を進め事業を継続していくこととしております。また、そのほか、各種補助金について本年度の実績見込みに合わせて所要の見直しを行うなど、農林水産業費全体で4,044万7,000円の減額補正となっております。

続きまして、7款商工費でございますが、観光費では、町内周遊観光を促進するため、周遊促進企画業務委託料564万9,000円を計上したほか、訪日観光客向けに窪川駅前公衆トイレの改修を行うための費用として119万4,000円を計上するなど、商工費全体で1,077万3,000円の追加計上となっております。

続きまして、8款土木費でございますが、道路新設改良費では、高速道路周辺整備事業の見直しに伴い、測量設計委託料350万円を計上する一方、整備工事費を3,000万円減額したほか、県営事業における県道改良工事の本年度の実績見込みに合わせて負担金1,887万9,000円を減額しております。また、住宅管理費では、実績見込みに合わせまして町産材活用利用促進助成事業補助金512万3,000円を減額するなど、土木費全体でも5,044万円の減額補正となっております。

続きまして、9款消防費でございますが、防災費では、本年度の実績見込みに合わせまして、建築物耐震対策緊急促進事業費補助金3,247万3,000円を減額するなど、消防費全体で3,481万7,000円の減額補正となっております。

続きまして、10款教育費でございますが、保健体育総務費では、来年度に開催されます

東京オリンピックに向け、今年度より契約を結ぶ必要が生じたために、繰越明許費として定め、聖火リレー警備委託料103万円を計上したほか、図書館・美術館費では、文化的施設整備事業で基本設計の実施に向け、計画用地の測量委託料378万4,000円を計上する一方、基本計画の策定に向けた検討委員会での協議に時間を要し、基本設計及び実施設計の完成に遅れが生じることとなったため、基本設計分については令和2年度の完成予定として繰越明許費を始め、実施設計分については来年度以降の事業とし、委託料1,968万7,000円を減額するなど、教育費全体で1,307万5,000円の減額補正となっております。

続きまして、11款災害復旧費でございますが、本年度の台風等の豪雨災害による公共施設及び農業用施設等の災害復旧に係る経費を追加計上するなど、災害復旧費全体で8,091万円の追加計上となっております。

続きまして、12款公債費でございますが、前年度借入分の借入額及び借入利率の確定等に伴い、元金及び利子について見直しを行った結果、合わせて286万9,000円の減額補正となっております。

最後に、職員の人件費でございますが、これまでの実績に基づく各費目の見直しと共に、先ほどご提案いたしました一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う見直し等を行った結果、給料で203万6,000円の減額、職員手当及び共済費で694万6,000円の増額となり、合わせて491万円の増額補正となっております。

また、各特別会計への繰出金につきましても、同様の見直し等に基づく内容となっております。

以上、歳出につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりでございますが、これを賄う歳入といたしまして、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、私立保育所の利用料や公立保育所の使用料などを減額し、また、本年度の地方負担増見込み分として、子ども・子育て支援臨時交付金を計上しております。また、ふるさと支援寄附金を1億円増額の11億円と見込みまして、合わせて所要の見直しを行ったほか、各事業の進捗状況等をもとに、国・県支出金や町債等の特定財源について精査を行っております。

以上の結果、今回の補正額は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1億2,400万円の追加計上となり、累計予算額は、歳入歳出それぞれ184億8,300万円となっております。

続きまして、繰越明許費でございますが、先ほどご説明申し上げました、文化的施設整備事業及び聖火リレー実施事業で合わせて2,103万円となり、地方自治法第213条第1項の

規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として、第2表に記載のとおりとなっております。

最後に、地方債の補正でございますが、第3表に記載のとおり、小鳩保育所移転整備事業において財源の見直しを図ったことによる施設整備事業債の追加や、事業内容の見直し等に伴う災害復旧事業債、過疎対策事業債等の変更につきまして、限度額の変更を行うものでございます。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第87号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第87号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第21、議案第88号令和元年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第22、議案第89号令和元年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第23、議案第90号令和元年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第24、議案第91号令和元年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第25、議案第92号令和元年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第88号から議案第92号までの5議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第88号から議案第92号までの各特別会計補正予算案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第88号令和元年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、人件費の増額見込みやシ

ステム改修費用により、総務費で157万円、医療費の増加見込みに伴い、保険給付費で7,319万円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入につきましては、繰入金で一般会計繰入金を361万円減額する一方、県支出金で保険給付費等交付金を7,138万6,000円、国庫支出金で国民健康保険制度関係業務事業費補助金を141万4,000円追加計上しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ7,480万円の追加補正となり、累計予算総額は26億5,120万円となっております。

なお、この補正予算案につきましては、去る11月27日四万十町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいております。

続きまして、議案第89号令和元年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、本年度の実績見込みに基づきまして、現段階で見込まれる経費の見直しを行った結果、歳出につきましては総務費で734万2,000円、医業費で15万8,000円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入につきましては、雑入で300万円の減額分を含め、繰入金で1,050万円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ750万円の追加補正となり、累計予算総額は3億5,070万円となっております。

続きまして、議案第90号令和元年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、本年度の実績見込みに基づきまして、現段階で見込まれる経費の見直しを行った結果、歳出につきましては、総務費で336万8,000円、医業費で233万2,000円の減額となっております。

また、歳入につきましては、診療収入で546万円、使用料及び手数料で24万円、一般会計繰入金で787万7,000円をそれぞれ減額する一方、財政調整基金繰入金787万7,000円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ570万円の減額補正となり、累計予算総額は1億950万円となっております。

続きまして、議案第91号令和元年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正内容でございますが、歳出につきましては、職員手当及び共済費の変更により総務費で38万9,000円、予備費で1万1,000円を追加計上いたしております。

なお、これを賄う歳入につきましては、保険料で1万1,000円、一般会計繰入金で38万9,000円の追加計上を行うなど、所要の予算措置を講じております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ40万円の追加補正となり、累計予算総額は3億3,580万円となっております。

最後に、議案第92号令和元年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳出につきましては、本年度の事業実績見込みに基づきまして、必要額の再検討を行い、現段階で見込まれる経費の見直しを行っております。

主な補正内容といたしましては、保険給付費におきまして6,000万円を減額する一方、地域支援事業費におきまして、一般介護予防事業費などで886万6,000円を追加計上しております。

なお、歳入につきましても、国庫支出金を減額するなど、所要の予算措置を講じております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ5,910万円の減額補正となり、累計予算総額は28億5,810万円となっております。

以上5件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第88号から議案第92号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第88号から議案第92号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第26、議案第93号令和元年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第27、議案第94号令和元年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第28、議案第95号令和元年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）、以上、議案第93号から議案第95号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第93号及び議案第94号の各特別会計補正予算並びに議案第95号の水道事業会計補正予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第93号令和元年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳出につきましては、消費税及び地方消費税納付金の確定等により総務管理費で51万7,000円、維持管理費で主に滅菌機ポンプ等の修繕費及び原材料費といたしまして418万3,000円をそれぞれ追加計上すると共に、建設改良費におきまして施設増補改良費で県道小味野々川口線改良工事に伴う配水管移設工事費として450万円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入につきましては、繰入金で560万円、配水管移設工事補償金で360万円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ920万円の追加補正となり、累計予算総額は5億7,470万円となっております。

続きまして、議案第94号令和元年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳出につきましては、総務管理費におきまして、人件費等の見直しにより3万3,000円を減額する一方、維持管理費におきましてポンプ等の修繕費といたしまして73万3,000円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入につきましては、繰入金で70万円を追加計上しております。

これにより、今回の補正額は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ70万円の追加補正となり、累計予算総額は5,450万円となっております。

最後に、議案第95号令和元年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳出の営業費用におきまして、人件費で13万

4,000円を追加計上すると共に、動力費で13万4,000円の減額補正をしております。

以上3件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第93号から議案第95号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第93号から議案第95号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第29、請願第1－2号請願書の取り下げについてを議題とします。

この請願議案につきましては、総務常任委員会に付託し、審議をしておりましたが、その後に請願者より請願取り下げ願が提出されましたので、その写しを配付しております。

お諮りします。

請願第1－2号の請願書の取り下げにつきましては、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、請願第1－2号の請願書の取り下げについては、これを許可することに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第30、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をしました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時05分 散会